

# 自損事故による傷病届

令和 年 月 日提出

項目		内容		
被保険者証記号・番号/保険者名		記号・番号 -	保険者名 三重交通健康保険組合	
被保険者名/事業所名(営業所名)		氏名	事業所名(営業所名)	
受診者	氏名/続柄	氏名	被保険者との関係	
	連絡先(自宅・携帯)			
	事故内容	自動車・バイク・自転車・歩行・交通事故以外( )		
	警察への届出有無	有:( )警察署 無:(理由 )		
事故発生状況	事故発生日時	令和 年 月 日 午前・午後 : 頃		
	事故発生場所			
	労災保険対象の確認	本件は、労災保険の給付対象となる業務上又は通勤による交通事故ではありません。 <input type="checkbox"/>		
ご自身の加入の保険会社 関与の有無	※関与の有無 をチェックし 「有」の場合 は右欄を記入 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	保険会社名	担当部署	
		担当者名	TEL ( )	
治療状況	①	医療機関名/電話	TEL ( )	
		治療期間	入院 年 月 日 ~ 年 月 日 通院 年 月 日 ~ 年 月 日	
		治療費の支払状況	自費・加害者負担・自賠責・健康保険・自分の任意保険(人身傷害保険)	
	②	医療機関名/電話	TEL ( )	
		治療期間	入院 年 月 日 ~ 年 月 日 通院 年 月 日 ~ 年 月 日	
		治療費の支払状況	自費・加害者負担・自賠責・健康保険・自分の任意保険(人身傷害保険)	
	治療の見込み/経過状況		全治 カ月	入院中・通院中・治癒・中止・症状固定
	後遺症		ある・ある見込み・ない・ない見込み・不明	

※ 必ず、裏面の自損事故と健康保険について《注意事項》をお読みのうえ、ご記入下さい。

## 自損事故と健康保険について《注意事項》

第三者のいない自損事故（単独事故）等によって起こったケガ、歩行中の転倒によるケガや病気も健康保険で診療を受けることができます。

その際には、できるだけ早く健康保険組合に「自損事故による傷病届」を提出しなければなりません。

※警察へ事故の届出が必要です。

※飲酒運転等、不法行為がある場合は保険給付が制限される場合があります。

### 自動車事故でも健康保険で受診できます

ケガ・病気の原因が自損事故でも、健康保険給付を受けられます。自動車事故でケガをした場合も、健康保険で診療を受けられます。仕事を休んで給料がもらえない場合は傷病手当金を、死亡した場合は埋葬料・家族埋葬料を受けられます。

### 健康保険で受診したときは届け出が必要です

自損事故によるケガ・病気をして健康保険の療養の給付を受ける場合は、できるだけ早く「自損事故による傷病届」と下記書類を提出しなければなりません。

- ① 事故発生状況報告書
- ② 交通事故証明書(原本又は写し)
- ③ 治療終了報告書

※健康保険による治療が終了した時(症状固定含む)に、提出して下さい。

### 業務上・通勤災害の場合は健康保険組合を使用できません

会社の仕事中的な交通事故や通勤途上での事故は、第三者の行為によるものでも健康保険は使用できません。

【お問い合わせ先】 三重交通健康保険組合 ☎ 059-225-9036